

DynaSmart V ゲーム拡張オプションライセンス約款

ダイナコムウェア(以下「弊社」といいます)は、DynaSmart V ゲーム拡張オプションライセンス約款(以下「本約款」といいます)の期間中に限り、DynaSmart V ゲーム拡張オプション(以下「本オプション」といいます)のライセンス認証を受けた法人または個人(以下「お客様」といいます)に対し、DynaSmart Vライセンス約款(以下「原約款」といいます)で提供するフォントを、本約款に定める条件で非独占的に使用する権利を許諾します。本約款は、弊社が提供する原約款の本製品に適用されるものとします。

なお、本約款と原約款の定めが異なる場合には、本約款の定めが優先されるものとします。

第1条 目的

1. 本約款は原約款を締結している事を前提としています。本約款単体での契約は出来ません。
2. 本約款では原約款にて許諾されていない一部の内容について許諾しています。原約款で禁止している事項にて本約款で許諾している場合、本約款が優先されます。
3. 本約款の許諾範囲内か否かについて判断が難しい場合は、弊社までお問い合わせください。

第2条 用語の定義

1. フォントについて

① 本フォント

本約款による本フォントとは、弊社が権利を有しているフォント及び弊社が使用許諾を受け開発販売しているものをいいます。また、フォントベースとして一部を改変したものについても本フォントとします。

② 文字セット

1つのフォントで構成された複数の文字が入っている文字の集合体の事を文字セットとといいます。

③ フォントの画像化・アウトライン化

フォントを使用した文字や文章を画像ファイルに変換したものをフォントの画像化とといいます。また、画像ファイルよりも拡大や縮小に対して自由度が増すアウトラインデータに変換することをアウトライン化とといいます。

④ フルセット・サブセット

1つのフォント内の文字セットの全てをフルセットとといいます。1つのフォントの文字セットから一部の文字だけを抽出した文字セットをサブセットとといいます。

⑤ 埋め込みとバンドル

制作したソフトウェア内にフォントを格納する事を埋め込み(エンベッド)とといいます。埋め込みの是非に関わらず、制作したソフトウェア外でもフォントが使用できる状態の場合、バンドルとといいます。

2. 利用者について

お客様が制作されたソフトウェアを利用される方を利用者といえます。原約款ならびに本約款は弊社とお客様の間で締結しているものであり、利用者はこれに含みません。

3. 利用者が使用する機器について

① ゲーム専用機のうち、家庭での利用を目的としたものを家庭用ゲーム機とといいます。

② ゲーム専用機のうち業務での利用を目的としたものをアーケードゲーム機とといいます。

③ WindowsやMacintoshなどの汎用OSで動作する機器のことをPCとといいます。

④ iPhoneやAndroidなど、通信機器に汎用OSを搭載したものをモバイル端末とといいます。

⑤ パチンコ遊技機や回胴式遊技機などを娯楽遊戯機器とといいます。

⑥ ソフトウェアとアプリケーション

PCとモバイル端末で動作するプログラムのことをソフトウェアとといいます。この際、モバイル端末のみ動作するプログラムのことをモバイルアプリケーションとといいます。また、PC・モバイル端末以外であっても、当該する機器に汎用OSを搭載し、その上で動作するプログラムはソフトウェアといたします。

⑦ ソフトウェアの機能

1. ソフトウェア内での表示

ソフトウェア内で表示したフォントの事をソフトウェア内での表示とといいます。家庭用ゲーム機の機能で視覚的なものを外部に発信する機能があり、お客様の制作物にその機能を有していない場合、ソフトウェア内での表示に含みます。

2. ソフトウェア外での表示

ソフトウェアの機能として、フォントを含めた視覚的なものを外部に発信する機能の事をソフトウェア外での

表示といたします。

3.利用者による入力

ソフトウェアにあらかじめ用意されていない、利用者が任意の文字列を入力し、本フォントで表示する事を利用者による入力といいます。

第3条 本約款のライセンス範囲

1.対象となる制作物

- ①制作物が、家庭用ゲーム機・アーケードゲーム機・娯楽遊戯機器分類される機器上で動作する場合は全て対象となります。ただし、これらの機器に直接組み込んで使用される場合は別途許諾が必要となります。
- ②利用者による入力機能が無いソフトウェアは対象となります。
- ③利用者による入力機能があるソフトウェアのうち、ゲームに分類されるソフトウェアは対象となります。

2.対象外の制作物

- ①画像動画編集ソフトウェアや表計算、文書作成等のビジネスソフトウェアに分類されるソフトウェアは対象外となります。
- ②ソフトウェア外での表示機能がある場合は対象外になる可能性があります。弊社までお問い合わせください。

3.拡張される使用方法

- ①お客様は、フォントから抽出したアウトラインデータを対象となる制作物でそのまま使用することが出来ます。
- ②お客様は、フォントファイルのフルセット、サブセットを対象となる制作物で使用することが出来ます。
- ③お客様は、対象となる制作物で利用者が入力可能な部分で使用することが出来ます。
- ④お客様の制作物に表示されたフォントを利用者がお客様の制作物に無い機能を用いインターネット上に画像・動画をアップロードすることは許諾内とします。

第4条 著作権

原約款で提供されるフォント及びマニュアル等の付属文書に関する著作権等の知的財産権はすべてDynaComwareTaiwan Inc. に帰属し、それらは日本国著作権法及び国際著作権条約ならびにその他の関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されます。

第5条 有効期間

本約款は原約款に対するオプションの為、有効期間は原約款の期間満了に準じます。ただし、原約款期間満了前に本約款を終了された場合は、この限りではありません。

第6条 遵守事項

- 1.本オプションは本製品のライセンス数と異なる台数にて契約は出来ません。
- 2.お客様が本約款または原約款に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本約款を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。

第7条 一般条項

本約款は、本製品に関する全ての合意や取り決めを定めたものとします。

第8条 その他

- 1.本約款は、必要が生じた場合には変更することができるものとします。本約款を変更する場合、民法548条の4に基づき行い、弊社ホームページ等への掲載、その他相当の方法により周知します。
- 2.本約款で定められていない事項に関しては、著作権法および関連法規に従うものとします。

第9条 (準拠法および合意管轄)

本約款、並びに本約款の各条項の効力、および解釈は日本法に支配されるものとし、本約款に関する全ての紛争については、日本国東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行 2022年4月21日